

令和 7 年 5 月 2 3 日

令和 7 年千葉市教育委員会会議第 5 回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

令和7年千葉市教育委員会会議第5回定例会議事日程

令和7年5月23日（金）
午後2時00分開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 会議録の承認
- 5 議事日程の決定
- 6 非公開審議の決定
- 7 報告事項
 - (1) 児童生徒への心のケアについて
…………… 1
[教育支援課]
 - (2) 令和7年5月1日現在の児童生徒数について
…………… 7
[学事課]
- 8 議決事項
 - 議案第15号 令和8年度使用義務教育諸学校用教科用図書
の採択方針について
…………… 11
[教育指導課]
 - 議案第16号 令和8年度使用高等学校用教科用図書
の採択方針について
…………… 13
[教育指導課]
 - 議案第17号 令和8年度使用中等教育学校（後期課程）
用教科用図書
の採択方針について
…………… 15
[教育指導課]
 - 議案第18号 令和8年度中等教育学校第1学年入学者の
募集及び選抜の
基本方針について
…………… 17
[教育改革推進課]
 - 議案第19号
- 9 臨時代理報告
 - 報告第4号 職員の人事について
…………… 21
[教育職員課]

1 0 その他

1 1 閉会

報告事項（1）

児童生徒への心のケアについて

学校教育部教育支援課

1 教育委員会の対応

- (1) 教育委員会から全市立学校長に向けて、「児童生徒への心のケアについて」[資料1](#)の依頼文書を発出。
スクールカウンセラー等を活用した、児童生徒に対する心のケアを各学校にお願いした。
- (2) 教育委員会から全市立学校長に向けて、「保護者向けお子様の心のケアについて」[資料2](#)の依頼文書を発出。
各学校で取り組んでいる心のケアについて、各家庭での協力をお願いした。

2 今後の方向性

- (1) 千葉市立学校に通っている児童生徒に対して、全学校に配置しているスクールカウンセラーやギガタブで行う心の健康観察等を活用しながら、心のケアを第一に努めるとともに、通常の学校生活を過ごせるようにする。
- (2) 各教科の授業や様々な行事等を通じて、自分の良さを見つけ、生きることの素晴らしさや、かけがえない生命の尊さについて、児童生徒自身が考える場を設定する。

令和7年5月13日

市立学校長 様

教育支援課長

児童生徒への心のケアについて（お願い）

報道にもありましたように、5月11日（日）に若葉区内で起きた痛ましい事件の容疑者として、中学生が逮捕されるという事案が発生しました。身近な地域で起きた衝撃的な事件であることから、市立学校に通学している児童生徒の心にも様々な影響が生じることが推察されます。

つきましては、各校の地域性や個々の児童生徒の実態に応じ、下記に示した内容を参考に心のケアを推進していただくようお願い申し上げます。

記

- 1 期 間 令和7年5月14日（水）～5月末日まで
- 2 方 法
 - ・教育相談週間（臨時）の設定
 - ・教育相談アンケートの実施
 - ・ギガタブを活用した心の健康観察の活用
 - ・スクールカウンセラーによるカウンセリング
 - ・学級担任等を中心とした児童生徒への見守り、丁寧な観察
 - ・教育相談部会等におけるアセスメントの実施
 - ・登下校時の見守り、声かけの強化
 - ・「こどもにここをサポート」や「SNS相談@ちば」などの活用
- 3 その他
 - ・教職員の共通理解のもと、保護者との連携を推進してください。
 - ・本課スーパーバイザーが作成した資料を「別紙1」として添付してありますので、参考にしてください。
 - ・上記の実施期間はあくまでも集中的に行うものであり、期間が過ぎても、引き続き、いつでも相談できる体制づくりをお願いします。
 - ・校内の支援体制の構築や外部専門機関との連携等、何か不明な点がありましたら、教育支援課までお問い合わせください。

<担 当>

教育支援課
電話245-5935

子どもに関わる上での留意点

教職員が不安を抱えている児童生徒に対応する場合は、以下の内容を理解したうえで教育相談等の活動を行うようお願いします。

1 できるだけ、普段通りの生活となるようお願いします

- ・ 普段通りの学校生活・家庭生活の中で過ごすことは、子どもが持っている『回復する力』を支えます。できるだけ規則正しく、いつものような生活を心がけてください。
- ・ 児童生徒に気になる様子が見られた時には、周りの信頼できる大人から、「どうしたの?」「何かあったの?」など、普段通りの声かけをお願いします。周りの大人が落ち着いて受け止めることで、時間の経過とともに収束していきます。
- ・ 児童生徒が、身体的な不調を訴える場合は「十分な手当」をお願いいたします。安心感に繋がります。

2 児童生徒の話には、肯定的な受け止めをお願いいたします

安心して自分の考えや思いを誰かに話せることは大切です。児童生徒から自分の思いを話してきたら、本人が話したいことをじっくり肯定的に聴いてあげてください。「そうなんだね」「そんな風に思ったんだね」など、受け止める言葉でお願いいたします。その際、大人の意見や考えもあると思いますが、まずは児童生徒の話を丁寧に聴いてください。

3 児童生徒から不安な気持ち等を聞いた時は、その気持ちの受け止めもお願いいたします

今回のことについて、あるいは今後のことについて、児童生徒から質問をされることもあると思います。例えば、「何があったの?」「今後どうなるの?」などが考えられます。質問をする背景には、何か不安や心配を抱えている可能性があります。児童生徒の不安や心配を聴いてください。また、報道に関して憶測で情報を発信することや噂話、それらの不確かな情報を鵜呑みにすることは、自分自身や被害を受けた方を傷つける行為につながりかねないことから、そういった行為は厳に慎む必要があります。

令和7年5月15日

市立学校長 様

教育支援課長

保護者向けお子様の心のケアについて

5月13日に教育支援課長名で発出した「児童生徒への心のケアについて（お願い）」を受け、各校の地域性や個々の児童生徒の実態に応じた「心のケア」を推進していただき、感謝申し上げます

事件の影響を鑑み、学校における「心のケア」だけではなく、保護者の協力を得ながら家庭での見守りも必要になってきます。そこで、下記にある家庭配布用の「お子様の心のケアについて」を参考に配布文書を作成して「すぐー」で発出するなど、各学校の実態に応じてご活用ください。

引き続き、保護者との連携を図りながら、児童生徒の心のケアに努めていただくよう重ねてお願いいたします。

記

- 1 保護者向けお子様の心のケアについて （通知文）
- 2 家庭配布用「お子様の心のケアについて」 （別添）

<担 当>
教 育 支 援 課
電話245-5935

別添

令和 年 月 日

保護者の皆様

千葉市立 学校

校長 ○○ ○○

お子様の心のケアについて

○○の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

多くの保護者の皆様はご存知のこととは思いますが、5月11日の日曜日、千葉市内で痛ましい事件が発生しました。児童生徒はもちろんのこと、保護者の皆様の中にも不安を感じ、心を痛めている方もいらっしゃるかと思います。

今回の件で、お子様の心に様々な影響が生じていることと思います。学校といたしましては、スクールカウンセラーとの連携や学校内の相談体制の整備等、お子様の心のケアに取り組んでおります。

各御家庭におかれましても、別紙「お子様への対応について」を参考にし、お子様の様子を見守っていただきますよう、御協力のほどよろしく願いいたします。

また、何か御不安なことやお子様のごことで相談したいことがありましたら、担任や教頭までお知らせください。

<お問い合わせ先>

教頭 ○○ ○○

電話 123-4567

お子様への対応について

1 できるだけ、普段通りの生活を続けてください。

- ・普段通りの学校生活・家庭生活の中で過ごすことは、子どもが持っている『回復する力』を支えます。いつものように、規則正しい生活を心掛けてください。

2 できるだけ、普段通りの声かけ・関わりを続けてください。

- ・気になる様子が見られた時には、保護者の方から、「どうした?」「何かあった?」など、普段通りの言葉で声をかけてください。
- ・このようなことが起こるかもしれません。
「イライラしている」「心や体の不調」「気力がない」・・・など
無理もないことですので、これらのお子様の様子を受け止めてください。

3 子どもが話をしてきた時。

- ・本人が話したいことをじっくり肯定的に聴いてあげてください。「そうか」「そんな風に思ったんだね」「それは無理ないね」など、受け止める言葉をお願いします。その際、無理にアドバイスしようとして、大人の考えを押しつけたり、詳しく聞き出したりしないようお願いします。

4 子どもから質問をされた時

- ・今回のことについて、あるいは今後のことについて子どもから質問をされることもあると思います。また、事実と違うことや、憶測については、「そのような話は聞いていないよ」とはっきりと伝えてあげてください。

5 心がけていただきたいこと

- ・子どもは心に不安を抱くような出来事が起きると、いつもと違う様子を見せることがあります。これらは『日常ではないショックな状況の後の、自然な反応』と捉えてください。その多くは一時的なものですので、ご家庭でいつもより少し丁寧に関わってください。
- ・身体的な不調を訴えてきたときには「体の手当」をしてあげてください。
- ・不安そうなときには、そばで寄り添うなど安心できるようにしてください。

保護者の皆様にはお子様のサポートをお願いしましたが、支える保護者の方にもストレス反応が起こることもあります。気付かないうちにストレスや疲れがたまっていくことがあっても不自然ではありません。ストレスを受けない人はいません。「自分だけは大丈夫」と過信されることなく、休養を心がけるなどお身体をいたわってください。

ご心配なことがある場合や対応について迷われた場合は、学校職員やスクールカウンセラーにご相談ください。学校においても、お子様の心のケアに全力で取り組んでまいります。

報告事項（2）

令和7年5月1日現在の児童生徒数について

学校教育部学事課

1 児童生徒数について

千葉市立小中学校（中等教育学校前期課程を含む）の児童生徒数について、毎年、文部科学省が行う学校基本調査に合わせて5月1日現在の数値を調査している（各小中学校からの報告を受けている）。調査の結果、令和7年5月1日現在の児童生徒数は、小学校で男子22,243人、女子21,037人の計43,280人であり、中学校では、男子11,260人、女子10,662人の計21,922人であった。

2 直近5年間の千葉市立小中学校児童生徒数の推移

（特別支援学級在籍者数を含む）

（単位：人）

| | | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 |
|-----|---|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 小学校 | 男 | 23,556 | 23,386 | 23,024 | 22,725 | 22,243 |
| | 女 | 22,397 | 22,233 | 21,838 | 21,478 | 21,037 |
| | 計 | 45,953 | 45,619 | 44,862 | 44,203 | 43,280 |
| 中学校 | 男 | 11,795 | 11,593 | 11,518 | 11,299 | 11,260 |
| | 女 | 11,194 | 11,044 | 10,856 | 10,755 | 10,662 |
| | 計 | 22,989 | 22,637 | 22,374 | 22,054 | 21,922 |

※令和7年度の詳細は、別紙参照

3 直近5年間の千葉市立小中学校特別支援学級児童生徒数の推移

（単位：人）

| | | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|------------|
| 小学校 | 男 | 461 | 498 | 533 | 565 | 591 |
| | 女 | 191 | 196 | 193 | 209 | 232 |
| | 計 | 652 | 694 | 726 | 774 | 823 |
| 中学校 | 男 | 238 | 238 | 252 | 273 | 296 |
| | 女 | 125 | 130 | 137 | 124 | 133 |
| | 計 | 363 | 368 | 389 | 397 | 429 |

千葉県立小中学校児童生徒数（令和7年5月1日現在）

千葉県全体

小学校（107校） (単位:人)

| | 全体 | | | | | | 通常学級 | | | 特別支援学級(外数) | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|-----|------------|---|---|
| | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 |
| | 1年 | 6,687 | 3,460 | 3,227 | 6,594 | 3,392 | 3,202 | 93 | 68 | 25 | | |
| 2年 | 6,915 | 3,518 | 3,397 | 6,793 | 3,421 | 3,372 | 122 | 97 | 25 | | | |
| 3年 | 7,080 | 3,648 | 3,432 | 6,939 | 3,549 | 3,390 | 141 | 99 | 42 | | | |
| 4年 | 7,469 | 3,837 | 3,632 | 7,311 | 3,721 | 3,590 | 158 | 116 | 42 | | | |
| 5年 | 7,461 | 3,839 | 3,622 | 7,327 | 3,743 | 3,584 | 134 | 96 | 38 | | | |
| 6年 | 7,668 | 3,941 | 3,727 | 7,493 | 3,826 | 3,667 | 175 | 115 | 60 | | | |
| 全校 | 43,280 | 22,243 | 21,037 | 42,457 | 21,652 | 20,805 | 823 | 591 | 232 | | | |

中学校（53校）※夜間中学を含む 中等教育学校（1校） (単位:人)

| | 全体 | | | | | | 通常学級 | | | 特別支援学級(外数) | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|-----|------------|---|---|
| | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 | 合計 | 男 | 女 |
| | 1年 | 7,186 | 3,730 | 3,456 | 7,046 | 3,631 | 3,415 | 140 | 99 | 41 | | |
| 2年 | 7,356 | 3,717 | 3,639 | 7,226 | 3,619 | 3,607 | 130 | 98 | 32 | | | |
| 3年 | 7,380 | 3,813 | 3,567 | 7,221 | 3,714 | 3,507 | 159 | 99 | 60 | | | |
| 全校 | 21,922 | 11,260 | 10,662 | 21,493 | 10,964 | 10,529 | 429 | 296 | 133 | | | |

直近5年間の児童生徒数の推移

(単位：人)

| | | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 |
|-----|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 男 | 23,556 | 23,386 | 23,024 | 22,725 | 21,652 |
| | 女 | 22,397 | 22,233 | 21,838 | 21,478 | 20,805 |
| | 計 | 45,953 | 45,619 | 44,862 | 44,203 | 42,457 |
| 中学校 | 男 | 11,795 | 11,593 | 11,518 | 11,299 | 10,964 |
| | 女 | 11,194 | 11,044 | 10,856 | 10,755 | 10,529 |
| | 計 | 22,989 | 22,637 | 22,374 | 22,054 | 21,493 |

直近5年間の特別支援学級児童生徒数の推移

(単位：人)

| | | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小学校 | 男 | 461 | 498 | 533 | 565 | 591 |
| | 女 | 191 | 196 | 193 | 209 | 232 |
| | 計 | 652 | 694 | 726 | 774 | 823 |
| 中学校 | 男 | 238 | 238 | 252 | 273 | 296 |
| | 女 | 125 | 130 | 137 | 124 | 133 |
| | 計 | 363 | 368 | 389 | 397 | 429 |

直近5年間の児童生徒数における特別支援児童生徒数の割合

(単位：%)

| | | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 7 |
|-----|---|------|------|------|------|------|
| 小学校 | 男 | 1.96 | 2.13 | 2.31 | 2.49 | 2.73 |
| | 女 | 0.85 | 0.88 | 0.88 | 0.97 | 1.12 |
| | 計 | 1.42 | 1.52 | 1.62 | 1.75 | 1.94 |
| 中学校 | 男 | 2.02 | 2.05 | 2.19 | 2.42 | 2.70 |
| | 女 | 1.12 | 1.18 | 1.26 | 1.15 | 1.26 |
| | 計 | 1.58 | 1.63 | 1.74 | 1.80 | 2.00 |

*四捨五入した数値

議案第15号

令和8年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について
令和8年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について、次のとおり定めるものとする。

令和7年5月23日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

1 採択対象教科用図書

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（令和8年度使用）

2 採択期間

令和7年8月31日まで

3 採択方法

(1) 千葉市教科用図書選定委員会設置要綱に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定（以下「調査研究等」という）を行う。

(2) 前記専門調査員会を組織する専門調査員は、教科用図書について識見を有する校長、教頭又は教員のうちから教育委員会が委嘱する。なお、十分な調査研究を行うため、所要の人数を委嘱するものとする。

(3) 教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、教育委員会が、令和8年度使用教科用図書の採択を行う。

4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項

令和8年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会の通知、「選定資料」及び「選定資料作成の基本的観点」をもとに、千葉市の児童生徒及び地域性への適合等を勘案し、採択を行う。

5 情報公開

採択の透明性及び公正確保の観点から、採択事務の終了する令和7年9月1日以降、採択に係る資料を公開する。

~~~~~

## 議 案 説 明

令和 8 年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について、  
千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 0 号の規定により、議決を求め  
るものであります。

## 議案第16号

令和8年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

令和8年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について、次のとおり定めるものとする。

令和7年5月23日提出

千葉県教育委員会教育長 鶴岡克彦

### 1 採択対象教科用図書

高等学校用教科用図書（令和8年度使用）

### 2 採択期間

令和7年8月31日まで

### 3 採択方法

(1) 校長は、校内において研究会を開催するなど教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにする。

(2) 選定に当たっては、令和8年度使用教科書目録に登載されているもののうちから、文部科学省が収録した「教科書編修趣意書」等を活用し、十分な調査研究を行い、選定を行う。

(3) 校長の選定に基づき、教育委員会が令和8年度使用教科用図書の採択を行う。

### 4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項

令和8年度に市立高等学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会の通知等をもとに、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性を勘案する。

### 5 情報公開

採択の透明性及び公正確保の観点から、採択事務の終了する令和7年9月1日以降、採択に係る資料を公開する。

~~~~~

議 案 説 明

令和 8 年度使用高等学校用教科用図書採択方針について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 10 号の規定により、議決を求めるものであります。

議案第17号

令和8年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について

令和8年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択方針について、次のとおり定めるものとする。

令和7年5月23日提出

千葉県教育委員会教育長 鶴岡克彦

1 採択対象教科用図書

中等教育学校（後期課程）用教科用図書（令和8年度使用）

2 採択期間

令和7年8月31日まで

3 採択方法

(1) 校長は、校内において研究会を開催するなど教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにする。

(2) 選定に当たっては、令和8年度使用教科書目録に登載されているもののうちから、文部科学省が収録した「教科書編修趣意書」等を活用し、十分な調査研究を行い、選定を行う。

(3) 校長の選定に基づき、教育委員会が令和8年度使用教科用図書の採択を行う。

4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項

令和8年度に市立中等教育学校（後期課程）において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会の通知等をもとに、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性を勘案する。

5 情報公開

採択の透明性及び公正確保の観点から、採択事務の終了する令和7年9月1日以降、採択に係る資料を公開する。



議 案 説 明

令和 8 年度使用中等教育学校（後期課程）用教科用図書採択方針
について、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 0 号の規定により、
議決を求めるものであります。

議案第18号

令和8年度中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

令和8年度中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について、次のとおり定めるものとする。

令和7年5月23日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

1 募集

(1) 応募資格

次のアまたはイに該当する者とする。

- ア 令和8年3月に小学校等を卒業見込みの者で、保護者とともに千葉市内に居住し、かつ、入学後も継続して市内に居住する者
- イ 千葉市立稲毛国際中等教育学校長が志願を承認した者

(2) 募集定員

別に定める。

2 入学検査料

2,200円を納入する。

3 入学検査

(1) 一次検査

ア 提出書類

入学願書等

イ 受付期間

令和7年11月6日(木)から11月10日(月)まで

ウ 一次検査の期日

令和7年12月6日(土)

エ 検査場所

千葉市立稲毛国際中等教育学校

オ 一次検査結果の発表

令和7年12月12日(金)

カ 検査の内容

(ア) 適性検査Ⅰ 45分

文章や図・表・データの内容を的確に読み取り、分析したり、文章で表現したりする力をみる。

(イ) 適性検査Ⅱ 45分

自然科学的、数理的な問題を分析し考察する力や、解決に向けて思考・判断し、的確に表現する力をみる。

キ 選抜方法

一次検査の結果を資料とし、二次検査受検候補者を選抜する。

なお、二次検査受検候補者は募集定員の2倍程度とする。

(2) 二次検査

ア 提出書類

志願理由書、小学校等の校長が作成した報告書等

イ 志願理由書・報告書等の提出期間

令和8年1月7日(水)から1月9日(金)まで

ウ 二次検査の期日

令和8年1月24日(土)

エ 検査場所

千葉市立稲毛国際中等教育学校

オ 検査の内容

(ア) 適性検査Ⅲ 45分

a 小学校の外国語活動や外国語科の授業で学習した内容を基に、思考・判断する力をみる。

b 自分の思いや考えが明確になるように、文章の構成や展開を考え、筋道の通った日本語の文章を書く力をみる。

(イ) 面接

将来の進路に対する目的意識、学ぼうとする意欲、聞く力・話す力等をみる。

カ 選抜方法

小学校等の校長の作成した報告書、志願者から提出された志願理由書等の書類の審査並びに一次検査及び二次検査の結果を資料とし、志願者の能力、適性、意欲等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。

キ 選抜結果の発表

令和8年1月30日（金）

4 入学確約書の提出

令和8年2月3日（火）正午まで

5 その他

上記以外の入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「令和8年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者募集要項」に定める。

~~~~~

## 議 案 説 明

令和 8 年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第 1 学年入学者の募集及び選抜の基本方針を定めることについて、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 9 号の規定により議決を求めるものであります。

報告第4号

職員の人事について

令和7年5月1日付け職員の人事発令について、次のとおり臨時代理により処理したので報告する。

令和7年5月23日提出

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

[副校長・教頭]

千葉市立星久喜小学校教頭 菊池 麻里

(教育センター主任指導主事)

~~~~~

報 告 説 明

職員の人事について、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

令和7年教育委員会会議第5回定例会出席者(XL会議室202)

